

平成19年5月10日 開会
平成19年5月10日 閉会
(臨時第4回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第34号

平成19年第4回大山町議会臨時会を次のとおり招集する

平成19年5月7日

大山町長 山口 隆之

- 1 日 時 平成19年5月10日 午後1時30分
2 場 所 大山町役場議場

○開会日に応招した議員

近 藤 大 介	西 尾 寿 博
吉 原 美智恵	遠 藤 幸 子
敦 賀 亀 義	森 田 増 範
川 島 正 寿	岩 井 美保子
秋 田 美喜雄	尾 古 博 文
諸 遊 壤 司	足 立 敏 雄
小 原 力 三	岡 田 聰
二 宮 淳 一	椎 木 学
野 口 俊 明	沢 田 正 己
荒 松 廣 志	西 山 富三郎
鹿 島 功	

○応招しなかった議員

なし

第 4 回 大 山 町 議 会 臨 時 会 会 議 録

平成 1 9 年 5 月 1 0 日（木曜日）

議 事 日 程

平成 1 9 年 5 月 1 0 日 午後 1 時 3 0 分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 70 号 専決処分の承認を求めることについて
(大山町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 4 議案第 71 号 専決処分の承認を求めることについて
(大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 5 議案第 72 号 専決処分の承認を求めることについて
(工事請負変更契約の締結について(大山町情報通信基盤整備事業建設工事))
- 日程第 6 議案第 73 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 18 年度大山町一般会計補正予算(第 10 号))
- 日程第 7 議案第 74 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 18 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 5 号))
- 日程第 8 議案第 75 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 18 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算(第 5 号))
- 日程第 9 議案第 76 号 物品購入契約の締結について(中山第 1、第 3 分団消防ポンプ
自車購入)
- 日程第 10 議案第 77 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 11 常任委員会委員の選任について
- 日程第 12 常任委員長・副委員長の互選結果の報告について
- 日程第 13 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 14 議会運営委員長・副委員長の互選結果の報告について
- 日程第 15 議員派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について

- 日程第 3 議案第 70 号 専決処分の承認を求めることについて
(大山町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 4 議案第 71 号 専決処分の承認を求めることについて
(大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 5 議案第 72 号 専決処分の承認を求めることについて
(工事請負変更契約の締結について(大山町情報通信基盤整備事業建設工事))
- 日程第 6 議案第 73 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 18 年度大山町一般会計補正予算(第 10 号))
- 日程第 7 議案第 74 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 18 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 5 号))
- 日程第 8 議案第 75 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 18 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算(第 5 号))
- 日程第 9 議案第 76 号 物品購入契約の締結について(中山第 1、第 3 分団消防ポンプ
自車購入)
- 日程第 10 議案第 77 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 11 常任委員会委員の選任について
- 日程第 12 常任委員長・副委員長の互選結果の報告について
- 日程第 13 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 14 議会運営委員長・副委員長の互選結果の報告について
- 日程第 15 議員派遣について

出席議員 (21 名)

1 番 近 藤 大 介	2 番 西 尾 寿 博
3 番 吉 原 美智恵	4 番 遠 藤 幸 子
5 番 敦 賀 亀 義	6 番 森 田 増 範
7 番 川 島 正 寿	8 番 岩 井 美保子
9 番 秋 田 美喜雄	10 番 尾 古 博 文
11 番 諸 遊 壤 司	12 番 足 立 敏 雄
13 番 小 原 力 三	14 番 岡 田 聰
15 番 二 宮 淳 一	16 番 椎 木 学
17 番 野 口 俊 明	18 番 沢 田 正 己
19 番 荒 松 廣 志	20 番 西 山 富三郎
21 番 鹿 島 功	

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ……諸 遊 雅 照 書記 ……汐 田 美 穂

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……山 口 隆 之 副町長 ……田 中 祥 二
教育長 ……山 田 晋 大山支所長 ……河 崎 博 光
中山支所長 ……福 田 勝 清 教育次長 ……狩 野 実
総務課長 ……田 中 豊 企画情報課長 ……小 谷 正 寿
税務課長 ……野 間 一 成 水道課長 ……小 西 正 記

午後 1 時 3 0 分 開会

○局長（諸遊 雅照君） 互礼を行います。一同起立。礼。着席。

開会・開議・議事日程

○議長（鹿島 功君） ただ今の出席議員は 21 人です。定足数に達していますので、平成 19 年第 4 回大山町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（鹿島 功君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定によって 10 番 尾古博文君、11 番 諸遊壤司君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定について

○議長（鹿島 功君） 日程第 2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

日程第 3 議案第 70 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 3、議案第 70 号 専決処分の承認を求めることについて（大

山町税条例の一部を改正する条例)を議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(山口 隆之君) ただいまご上程いただきました議案第70号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分をいたしました大山町税条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明をいたします。

本案は、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等が、平成19年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、早急に大山町税条例を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成19年3月30日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。

改正の主な内容といたしましては、上場株式等の譲渡所得等に対する税率の特例措置の適用期限の延長、高齢者等居住改修住宅に係る固定資産税の減額措置の創設等のほか、信託法の制定に伴う所要の規定の整備等を行ったものでございます。

以上で議案第70号の提案理由の説明を終わります。

○議長(鹿島 功君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鹿島 功君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鹿島 功君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第70号を採決します。お諮りします。本案は、承認することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長(鹿島 功君) 起立多数です。したがって議案第70号は、承認することに決定しました。

日程第4 議案第71号

○議長(鹿島 功君) 日程第4、議案第71号 専決処分の承認を求めることについて(大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題にいたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(山口 隆之君) ただいまご上程をいただきました議案第71号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分をいたしました大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等が、平成19年3月30日に公布され同年4月1日から施行されたことに伴い、早急に大山町国民健康保険税条例を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成19年3月30日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報

告し承認を求めるものであります。

改正の内容といたしましては、基礎課税額に係る課税限度額を56万円に引き上げるもので、本年4月1日から施行し、平成19年度分からの国民健康保険税に適用するものでございます。以上で議案第71号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。1番、近藤大介君。

○議員（1番 近藤 大介君） 改正されます条例について、第14条でですね、国民健康保険税の最高額が53万から56万に引き上げられるということのようでございます。これによりまして、国民健康保険税、どの程度の増収が見込まれるのか、あるいは最高額に達せられる世帯をどの程度見込んでおられるのか、答弁をお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 近藤議員さんからの質問には担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 税務課長。

○税務課長（野間 一成君） 近藤議員さんのご質問にお答えさせていただきます。この3月に確定申告を行いまして、ただいま集計中でございます。したがって、所得の中身がはっきりしませんので…しません。それから、国保税条例の保険料の率の改正もまた今年度も予定をされることでございますので、どれぐらいの税収になるかというような積算はしておりません。

ただ、この課税限度に該当する世帯につきましては、17年度、18年度とも130所帯だったと思いますので、これに該当するのもそれぐらいな数だというふうに理解はしております。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第71号を採決します。お諮りします。本案は、承認することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって議案第71号は、承認することに決定しました。

日程第5 議案第72号

○議長（鹿島 功君） 日程第5、議案第72号 専決処分の承認を求めることについて（工事請負変更契約の締結について（大山町情報通信基盤整備事業建設工事））を議題にいたし

ます。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程をいただきました議案第72号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分をいたしました大山町情報通信基盤整備事業建設工事の工事請負変更契約の締結について提案理由のご説明をいたします。

本案は、平成18年5月16日に締結した大山町情報通信基盤整備事業建設工事請負契約について、ONU取り付け工事が遅れたこと、さらにインターネットの契約希望者が予想を大幅に上回ったため通信機器が不足をし、これの製造納入に4カ月かかることから、工期を変更する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成19年3月26日付けで専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。

変更の内容といたしましては、工期の終期を平成19年3月26日から平成19年7月31日に変更したものであります。契約の目的、契約金額、契約の相手方には変更ありません。以上で、議案第72号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。9番、秋田美喜雄君。

○議員（9番 秋田 美喜雄君） ただいま工期遅れの説明があったわけですが、これ住民説明はなされているのか、その辺をちょっと伺っておきたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 秋田議員さんからの質問には担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 企画情報課長。

○企画情報課長（小谷 正寿君） 秋田議員さんのご質問に答弁させていただきます。住民説明はなされているのかというご質問でございます。これにつきましては、3月13日でございますか、議会の総務委員会の際に、鹿島議長さんの方から工事が遅れるなら遅れるなりに、住民説明の防災無線を使ったお知らせをなさいというご指摘がございまして、3月19日に防災無線で工事が遅れることを皆さんに周知申し上げております。

それから、ONUの取り付け工事、これの連絡が取れないお宅、これにつきましては、昨日個人宛に意志の再確認ですね、当初は申し込まれておりましたけれど、その後正式契約が成されないということがありますので、本当に付けられるのかどうか、意志確認のお知らせをするように通知を出したところでございます。以上です。

○議長（鹿島 功君） 9番、秋田美喜雄君。

○議員（9番 秋田 美喜雄君） ということは、7月でもう確実に全家庭でなら大山チャンネルが見れると、確約していただけますか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 再質問には担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 企画情報課長。

○企画情報課長（小谷 正寿君） 再質問にお答えいたします。工期を変更させていただきました7月31日と言いますのは、ONUの取り付け工事、町の工事はここまででございまして、大山チャンネルが見れるかどうかと言いますのはそれから先、中海テレビが、中海テレビの指定電気店にONUからテレビまでの宅内の配線の工事をさせておりますが、これが済まないとその家庭では大山チャンネルあるいは多チャンネル放送を見ることができないということでございますので、その辺は区別して考える必要があると思います。

○議長（鹿島 功君） どうですか。9番、秋田美喜雄君。

○議員（9番 秋田 美喜雄君） ちょっとよう分かりませんが、あのね、今宅内配線つないでありますよね。いる家庭もありますよね、今大山チャンネル、字幕だけですよね、映像は流れていませんよね、多分。中海テレビ、大山チャンネルとして。多分そうじゃあないかと。で、まあ宅内配線が済んだ家庭はそういうふうにして見ておられるけど、大山チャンネルの映像が映らないという。で、今の説明では、その宅内工事が済んだ家は見えるというような取り方をしたんですけれど、その辺どうなんですか。

○議長（鹿島 功君） ちょっとその辺分かるように、町長。

○町長（山口 隆之君） はい、秋田議員さんの再質問に答弁させていただきます。中海の工事が終わって多チャンネル、これが使えるようになるのが、今課長が言った答弁のとおりであります。あとその大山チャンネルの映像、要は大山町独自の放送というのが、じゃあいつ頃から見えるようになるのかということだというふうに思いますが、実はそれにつきましては今内部でも協議をしているところでございます。今回のようなこういった議会の中継、あるいは町の行事等そういったものを大山チャンネルで住民の皆さんにお知らせをするということが大きな目的の一つにあるわけでございますので、それをいつから開始をするかということになるわけでありまして、先ほどから申し上げておりますように、宅内への工事がまだ進んでいない家庭がたくさんあります。今の予定でいきますと、それでもだんだん今、電気店の調整をしながら、ご本人さんにも、連絡をして急がれる方については、電気店を変更しても早く見れるようにという希望の方は申し出てくださいよということを個々にあたりながら、今その調整をしております、だいたいそれも7月の終わり頃には、だいたい目処がたつのかなというふうな報告は聞いております。で、基本的に5月の、今月の終わりで約60%ぐらいの希望の家庭には、宅内配線終わるのかなという報告を受けておまして、で、それからの調整でいって6月末、あるいは7月までにどのくらいな進捗状況になるかということを確認しながら、いつから映像の放送をしようかということは今協議をしているところであります。と、いいますのが、町の放送、議会の放送というもの、いろんな放送、流すのはいいんですが、その流すと見れない人にとってみれば「なんで見れんだ」というところの思いが出てくると思っておりますので、ある程度の宅内工事が見込めた時点で、いつから始めるかというふうなことも検討する必要があるんじゃないかなということを今考えてお

るところでありまして、その開始をするのを8月1日にするか、9月1日からにするか、そこらへんのところを今中海等も、それから内部の体制も含めて今検討しておるところでございますので、そういったこともまた周知をさせていただけたらというふうに思っているところでございます。以上です。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。8番、岩井美保子君。

○議員（8番 岩井 美保子君） この問題につきましては、全員協議会でも話し合いがなされたことであります。内容につきましては、あの場では不明確でしたのでちょっとここでその後どういう話し合いをされたのかお聞きしておきたいと思っております。

申し上げ難いですが、この期間が遅れたことに対するペナルティーの問題も出ました。こういう問題はどのように解決をされたのか、少し伺っておきたいと思っております。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 岩井議員さんの質問に答弁させていただきますが、全員協議会の場でもご説明を申し上げましたように、まだ工事、一応工事期間中でございますので、いずれにしても、その工期の遅れによる責任と申しますか、その分につきましては、工事約款なり、あるいは法的なものに照らし合わせながら、どういったことが業者に請求ができるのか、あるいは対応していただけるのかということ、これからわれわれとしても協議をしながら対応してまいりたいと思っております。また具体的に今、具体的なペナルティーの問題についての協議はしておりませんが、まだ工期は7月までありますので、いずれにしてもそういうことに照らし合わせながら当然対応してまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（鹿島 功君） 8番、岩井美保子君。

○議員（8番 岩井 美保子君） ただいまの説明で納得はしたんですが、今までにですね、何回もこういうことで、ごたごたしてきまして、もう本当に信用というものが、私たちの気持ちから離れていってるようなことがありました。これしっかりと受け止めまして、きちんとした対応でよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 岩井議員さんに答弁させていただきますが、そこら辺重々われわれとしても業者、事業者の皆さん、あるいは管理をいただくエネコムさん等も含めて、きっちりと連携をとりながら、いろんな内容な工事の進め方をしておるところでございますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第72号を採決します。お諮りします。本案は、承認することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第72号は、承認することに決定しました。

日程第6 議案第73号

○議長（鹿島 功君） 日程第6、議案第73号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度大山町一般会計補正予算（第10号））を議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程をいただきました議案第73号 専決処分の承認を求めることについて、平成18年度大山町一般会計補正予算（第10号）について提案理由のご説明をいたします。

本案は、地方譲与税等の譲与金・交付金の額の確定、地域情報基盤整備事業の工期延長などにともない、財政見通しに変更が生じたので、歳入歳出予算の過不足を調整するため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成19年3月30日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。

この補正予算第10号は、既定の歳入歳出予算の総額から350万円を減額し、歳入歳出予算の総額を133億6,023万7,000円としております。

次に、第1表を歳入から各款をおってご説明申し上げます。

第10款地方譲与税では、35万6,000円の減額であります。これは、第10項自動車重量譲与税45万4,000円の増額と第15項地方道路譲与税81万円の減額を調整しております。

第15款利子割交付金5,000円の増額は、第5項利子割交付金の額の確定によるものであります。

第16款配当割交付金13万8,000円の減額は、第5項配当割交付金の額の確定によるものであります。

第17款株式等譲渡所得割交付金2,000円の増額は、第5項株式等譲渡所得割交付金の額の確定によるものであります。

第20款ゴルフ場利用税交付金9万6,000円の増額は、第5項ゴルフ場利用税交付金の額の確定によるものであります。

第25款自動車取得税交付金1,000円の減額は、第5項自動車取得税交付金の額の確定によるものであります。

第40款交通安全対策特別交付金13万9,000円の増額は、第5項交通安全対策特別交付金の額の確定によるものであります。

第45款分担金及び負担金25万7,000円の減額は、第5項分担金で、新農業水利システムセミハード事業分担金の減額であります。

第50款使用料及び手数料133万9,000円の増額は、第5項使用料で、土木費使用料の道路橋梁費使用料76万7,000円の減額と住宅費使用料210万6,000円の増額によるものであります。

第55款国庫支出金189万5,000円の増額は、第5項国庫負担金で、児童措置費国庫負担金437万5,000円の増額、第10項国庫補助金で、公共土木施設災害復旧費国庫補助金142万2,000円の減額及び第15項委託金で、国民年金事務費委託金105万8,000円の減額によるものであります。

第60款県支出金1,225万3,000円の減額の主なものは、第10項県補助金で、アスベスト緊急撤去支援事業補助金202万1,000円の増、合併支援交付金475万6,000円の減、隣保館建設費補助金390万9,000円の減、合併処理浄化槽設置整備事業補助金141万7,000円の減、新農業水利システム保全対策事業補助金102万4,000円の減など、第15項委託金で、知事及び県議会議員選挙費269万円を実績見込みにより減額いたしております。

第65款財産収入643万8,000円の減額は、第5項財産運用収入で、土地建物貸付収入163万8,000円の減、第10項財産売払収入で、土地売払い収入486万6,000円の減によるものであります。

第70款寄附金678万9,000円の減額は、第5項寄附金の一般寄附金の減額によるものであります。

第75款繰入金563万円の増額は、第5項特別会計繰入金で、平成17年度分医療費精算による老人保健特別会計からの繰入金を見込んだことによるものであります。

第80款繰越金は329万5,000円の増額であります。

第85款諸収入1,373万1,000円の増額の主なものは、第25項雑入で、財産収入から振り替えの職員の駐車場使用料金364万4,000円の増、阿弥陀川橋梁架け替えに伴う補償費420万1,000円の増などであります。

第90款町債は340万円の減額で、第5項町債の教育債で合併特例債を見込んでいた名和学校給食センター改修事業費の減による特例債の減額であります。

次に歳出について、ご説明申し上げます。

第10款総務費では、6,754万5,000円の増額であります。その主なものは、第5項総務管理費の一般管理費で、実績見込みにより複写機借上げ料190万円の減額、財政調整基金への積立金7,639万9,000円の増額、合併支援事業基金積立金475万6,000円の減額、第20項選挙費では、知事選挙費及び県議会議員選挙費合わせて269万円の減額であります。

第15款民生費は、131万9,000円の減額であります。その主なものは、第5項社

会福祉費の同和対策施設費で、隣保館建設費の確定に伴い関係経費197万8,000円の減額であります。

第20款衛生費は、1,806万5,000円の減額であります。その主なものは、第5項保健衛生費の予防費で、予防接種・各種健康診断等委託料760万円の減額と、第10項清掃費の塵芥処理費で、施設修繕料、廃棄物焼却処理委託料など716万7,000円の減額、し尿処理費で合併処理浄化槽設置費補助金247万5,000円の減を実績によりそれぞれ調整いたしております。

第30款農林水産業費は、5,329万円の減額であります。その主なものは、第5項農業費の農業振興費で、大山ブランド開発支援事業補助金、二十世紀梨再生促進事業補助金等240万7,000円を、農地費で、農業集落排水事業特別会計繰出金4,703万2,000円をそれぞれ実績見込みにより減額し調整しております。第10項林業費の林業振興費では、額の確定により鳥取県林業・木材産業構造改革事業補助金159万5,000円を減額しております。

第40款土木費は、1,132万2,000円の増額であります。その主なものは、第5項土木管理費の土木総務費で、道路台帳補正業務変更委託料105万3,000円の減額、第10項道路橋梁費の道路維持費で、実績により除雪作業委託料436万9,000円の減額と町道維持補修工事費67万7,000円の減額、第30項下水道費の公共下水道費では、公共下水道事業特別会計繰出金1,900万7,000円を実績見込みにより増額しております。

第50款教育費は、546万5,000円の減額であります。その主なものは、第25項保健体育費で、名和学校給食センター米飯用改修工事費308万7,000円を入札により減額いたしております。

第60款災害復旧費は、422万8,000円の減額であります。これは、第5項災害復旧費の公共土木施設災害復旧費で、大谷川オオサンショウウオ調査業務委託費40万円の減と町道峯小竹線2号災害復旧工事ほか11箇所の災害復旧工事費382万8,000円の入札による減額であります。

次に総括表6ページの「第2表繰越明許費補正」についてであります。議案第72号でご説明いたしました「平成18年度の情報通信基盤整備事業」の明許繰越の限度額を2億8,236万1,000円と定めさせていただいております。

また、総括表7ページの「第3表地方債補正」では、合併特例事業債の限度額を340万円減額し、26億9,060万円といたしております。以上で、議案第73号の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。17番、野口俊明君。

○議員（17番 野口 俊明君） 6ページ、総務費県の補助金で、アスベスト緊急撤去支

援事業補助金が202万1,000円ですか、増ということですが、これの増になった内容等お知らせ願いたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 野口議員さんの質問には担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（田中 豊君） ただいまの野口議員さんのご質問にお答えいたします。アスベスト緊急撤去支援事業補助金につきましては、これまでの予算の中では県補助金を見込んでおりませんので、今回確定しましたので、202万1,000円を計上させていただいております。この補助金につきましては、国が3分の1、県が4分の1、町が12分の1を負担いたしまして、残り3分1が事業者の負担ということでの補助金でございます。以上です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 野口議員いいですか。他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑終わります。これから討論をおこないます。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第73号を採決します。お諮りします。本案は、承認することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第73号は、承認することに決定しました。

日程第7 議案第74号

○議長（鹿島 功君） 日程第7、議案第74号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号））を議題にいたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程をいただきました議案第74号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号））について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき平成19年3月30日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により本議会に報告し、承認を求めるものであります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,123万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ10億8,812万4,000円とするものであります。

補正内容について歳入から説明いたします。

第25款繰入金の4,703万2,000円の減額は、一般会計からの繰入金の減額を見込

んでいます。

第40款町債の1,420万円の減額は、農業集落排水整備事業に要する起債借入額の減によるものであります。

次に歳出についてご説明いたします。

第5款事業費の5,475万5,000円の減額は、下水道工事費、水道管移転補償費の額の実績見込みによる減額等が主なものであります。

第10款公債費の647万7,000円の減額は借入れ利息の減等が主なものであります。

以上で議案第74号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第74号を採決します。お諮りします。本案は、承認することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第74号は、承認することに決定しました。

日程第8 議案第75号

○議長（鹿島 功君） 日程第8、議案第75号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））を議題にいたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程をいただきました議案第75号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき平成19年3月30日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により本議会に報告し、承認を求めるものであります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,389万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ6億7,672万7,000円とするものであります。

補正内容について歳入からご説明いたします。

第5款分担金及び負担金の270万円の増額は、公共下水道事業の加入分担金の増を見込んでおります。

第20款繰入金の1,900万7,000円の増額は、一般会計からの繰入金の増額を見込

んでおります。

第35款町債の5, 560万円の減額は、事業費の工事請負費の減額、水道管移転補償費の減額によるものであります。

次に歳出についてご説明いたします。

第5款事業費の2, 770万5, 000円の減額は、公共下水道施設整備費の工事請負費、水道管移転補償費の実績見込みによるものであります。

第10款公債費の618万8, 000円は借り入れ利息等を実績等を実績見込みにより減額しております。以上で議案第75号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。16番、椎木学君。

○議員（16番 椎木 学君） 歳出の4ページでございますが、水道管の移転補償費378万ですね、農集の場合、3, 000万からの減額になっておりますけれど、この差は多めに組むというのは以前説明を受けたとあるんですけれど、この程度の差はどういうところから由来しているのでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 椎木議員さんの質問には担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 水道課長。

○水道課長（小西 正記君） 水道管の移転補償費の減でございますが、これにつきましては、町が管理をしております水道、町水道でございますが、これの移転工事を補償費ということで、水道会計の方にお金を支出しております。その分の実績がさほど、こちらのほうが予定していたほど、掛からなかったということで、契約、水道会計と下水道会計の契約上で決算をし清算をし、減額をしたものでございます。以上です。

○議長（鹿島 功君） 6番、椎木 学君。

○議員（16番 椎木 学君） 今の説明は十分分かるんですけれど、私が質問したのは、公共と農集で、これだけの差が出ているのはどういうことでしょうかということを知りたいんですが。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 椎木議員さんの再質問には担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 水道課長。

○水道課長（小西 正記君） 公共と農集の額の差でございますが、公共下水道会計でおきまして工事いたしましたのは、上高田という集落、1集落をメインにしてやった工事でございます。農業集落排水関係でございますが、これは倉谷、小竹、下木料等かなり道幅の狭い水道管がいろんなところに走ってる区域をやったために、それぞれ水道管の本管の移設が必要だったということで、それぞれが実績によって金額を算定しておりますので、そのことはご理解願いたいというふうに思います。

[「了解」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。1番、近藤大介君。

○議員（1番 近藤 大介君） 同じく4ページでございます。歳出、公共下水道施設整備費に関してでございますが、財源の方をみますと、地方債が、ごめんなさい、工事でいきますと2,000数百万円が工事が減額になっておるんですが、その財源をみますと地方債で5,500万円が財源として減額になっておりまして、変わりに一般財源が2,500万の増額となっております。地方債が少なくなってその分一般財源で、充てられたことについてもう少し詳しく説明をお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 近藤議員さんの質問には担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 水道課長。

○水道課長（小西 正記君） この財源の変更というものでございますが、特に顕著なものといしまして、高規格道路の料金所として確保してあるところに、国土交通省の方から下水管を引っ張って欲しいというふうな申し入れがございました。この区域については、下水道の計画区域外のところがございます、その部分に対しては、国の補助金、あるいは起債の対象というふうなものがないので、単独費を使って工事を施工しております。

それと国道9号線の下水管の埋設してあった場所がございます。具体的には山陰合同銀行前から、役場の前のあたりまでなんです、その間は一度埋設した下水管を国土交通省の改修によって、埋めかえるというふうなことになっております。この下水管について、再度の起債あるいは補助金が出ないということでの一般会計の繰入金でございます。

それからもう一点、水道の方でもやはり同じことが言えまして、水道の補償費については、減耗というのがあります。その減耗の部分については、水道会計の方の負担軽減をはかるために、一般会計から繰り入れをしていただいて、その水道会計の方に、負担をかけないよという措置を講じたために一般会計からの繰り入れ金が増えたものでございます。全体的な5,500万の減額につきましては、起債の方の減額につきましては、この部分につきましては、全体の工事費が、トータルで減っているということでございます。以上です。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第75号を採決します。

お諮りします。本案は、承認することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第75号は、承認することに決定

しました。

日程第 9 議案第 76 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 9、議案第 76 号 物品購入契約の締結について（中山第 1、第 3 分団消防ポンプ自動車購入）を議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程いただきました議案第 76 号 物品購入契約の締結について（中山第 1・第 3 分団消防ポンプ自動車購入）の提案理由のご説明をいたします。

本案は、物品購入契約を締結することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

老朽化しておりました、中山第 1・第 3 分団の消防ポンプ自動車の更新について、去る 4 月 26 日に、県内の 3 業者を指名し、指名競争入札を実施しましたが、3 回の入札が不調のため見積徴取の随意契約に変更し最低入札者に改めて見積書を提出させた結果、税込み金額 3,675 万円で決定をし、鳥取市古海 356 番地 1 株式会社吉谷機械製作所 取締役社長吉谷典雄と 4 月 27 日に物品購入仮契約を締結したところであります。

なお、納入期限は、本契約締結日から 140 日を予定いたしております。以上で、議案第 76 号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第 76 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第 76 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 77 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 10、議案第 77 号 教育委員会委員の任命についてを議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程いただきました議案第 77 号 教育委員会委員の任命について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、大山町唐王 683 番地 小原康正さんを大山町教育委員会委員に任命いたしたく、

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

小原さんは、昭和39年から長きに渡り小学校教員として勤務され、大山西小学校長を最後に平成12年3月に退職されました。その後は、大山町中央公民館長を経て、平成17年5月12日からは、大山町教育委員会委員長としてご活躍をいただいているところであります。

来たる5月11日をもって任期満了となりますが、人格・見識とも適任と考えますので、再任にご同意を賜りますようお願い申し上げます、提案理由のご説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。11番、諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊 壊司君） 今町長の説明がありましたけれど、小原康正さん、私もよく知っております。人格・見識ある方ですけど、体の調子が悪い、出会うたびに調子が悪いだがん、調子が悪いんだがんって言うておられまして、病院からそういう会合に来られたこともありますし、本人が承諾されたらいいんですけど、無理やりに頼まれたことならば、まあ命あってのものでございますのでね、教育長も多分よく知っておられると思いますけれど、病気のことなんか、どうなんでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 諸遊さんの質問に答弁させていただきます。ご心配のむき、一時そういう病気がちな時もございましたが、この頃は大変体調もよくなっておられまして、お元気でございます、私も直接お話をさせていただきましたが、意欲も十分にお持ちでございますし、健康の方も十分に、昔のような走り回るほどの元気はないようですがありますけれど、健康の方も十分に対応できるということでありますので、期待をさせていただいて私の方からもお願いさせていただいたということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 他に質疑はありませか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第77号を採決します。お諮りします。本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第77号はこれに同意することに決定いたしました。

日程第11 常任委員会委員の選任について

○議長（鹿島 功君） 日程第11、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議にはかって指名することになっていますが、協議していただき、それによって指名したいと思います。ここで暫時休憩いたしたいと思います。

午後2時22分 休憩

（職員 退場）

午後3時10分 再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。休憩前に引き続き、会議を開きます。常任委員の指名をいたします。

おはかりします。総務常任委員に鹿島 功、西尾寿博君、西山富三郎君、荒松廣志君、二宮淳一君、遠藤幸子君、椎木 学君、以上7人を。教育民生常任委員に、秋田美喜雄君、野口俊明君、岩井美保子君、川島正寿君、吉原美智恵君、岡田 聡君、小原力三君、以上7名を。経済建設常任委員に、沢田正己君、尾古博文君、敦賀亀義君、近藤大介君、足立敏雄君、諸遊壤司君、森田副議長、以上7名をそれぞれ指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員は、ただいま指名したとおりそれぞれ選任することに決定しました。

しばらく休憩いたします。その間、それぞれ委員会を開催して正副委員長を互選してください。

午後3時12分 休憩

午後3時27分 再開

日程第12 常任委員長・副委員長の互選結果の報告

○議長（鹿島 功君） 再開します。休憩前に引き続きの会議を開きます。

日程第12、常任委員長・副委員長の互選結果を報告いたします。

総務常任委員長に椎木 学君、副委員長に西尾寿博君。教育民生常任委員長に秋田美喜雄君、副委員長に吉原美智恵君。経済建設常任委員長に足立敏雄君、副委員長に諸遊壤司君が、それぞれ選任されました。以上で結果報告を終わります。

日程第13 議会運営委員会委員の選任

○議長（鹿島 功君） 日程第13、議会運営委員会委員の選任を行います。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議にはかって指名する

ことになっています。ここで休憩します。

午後3時29分 休憩

午後3時41分 再開

○議長（鹿島 功君） それでは再開いたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議にはかって指名することになっています。

議会運営委員に、椎木 学君、荒松廣志君、秋田美喜雄君、岩井美保子君、足立敏雄君、敦賀亀義君、以上6人を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

しばらく休憩します。議会運営委員会を開催して、委員長副委員長を互選してください。

午後3時42分 休憩

午後3時50分 再開

日程第14 議会運営委員会委員長・副委員長の互選結果の報告

○議長（鹿島 功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第14、議会運営委員会の委員長・副委員長の互選結果を報告します。議会運営委員長に荒松廣志君、副委員長に岩井美保子君が選任されました。以上で結果報告を終わります。

日程第15 議員派遣について

○議長（鹿島 功君） 日程第15、議員派遣についてを議題にします。

会議規則第119条の規定により、お手元にお配りしましたとおり、議員の派遣をしたいと思えます。

お諮りします。議員派遣をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣することに決定しました。

閉会宣告

○議長（鹿島 功君） これで、本臨時会の会議に付議された事件は、全部終了しました。会議を閉じます。平成19年第4回大山町議会臨時会を閉会いたします。

○局長（諸遊 雅照君） 互礼を行います。一同起立。礼。

午後3時51分 閉会

